

J. バートンの救貧法論¹⁾

石 井 穰

John Barton on the Poor Laws

ISHII Jou

Abstract

John Barton's theory of machinery has been investigated, mostly with special attention to its motivating Ricardo to alter his perspective on how the introduction of machinery would affect workers. However, in order to capture characteristics of Barton's economic thought, his position on the Poor Laws, as opposed to Ricardo's, also need to be investigated. This paper examines how Barton's position on the Poor Laws reflected his economic thought.

Barton criticized Adam Smith's perspective that increasing national wealth would lead to higher real wages and thereby higher population growth. Then Barton rejected the argument that rapidly increasing population and declining real wage could be attributed to the Poor Laws.

He argued that improved productivity in central and south American mining led to greater amount of precious metals in circulation and thereby declining real wages in Europe, resulting in increasing opportunities for employment and higher population growth. From this perspective Barton concluded that the Poor Laws contributed to improved living condition of working class. This paper shows that Barton's position on the Poor Laws was based on his own theory on the relationship among growth of national wealth, real wages, population, inflation and income distribution.

はじめに

ジョン・バートン (1789-1852)²⁾は、19世紀前半のイギリスにあってただ機械導入の影響のみを論じた経済学者として、学説史上ひそやかに記憶されてきた³⁾。石井 (2003) は、このようなバートン像に疑問を呈し、彼は資本蓄積と労働需要の関係のみならず、賃金と労働供給の関係にも立ち入って、スミス賃金論への批判を展開したことを示した。そしてバートンは、貧困についてのスミスの認識を根本から覆そうとしたことを論じた。しかしながら、彼の経済学的議論の特徴がこれですべて明らかとなるわけではない。なぜならば、バートンは救貧法を積極的に評価 (Barton 1817; 1820) したり、穀物法を擁護する立場をとる (Barton 1833; 1844) など、各種政策においてリカードウら当時の主流派とは正反対の立場を示していたからである。

このように政策的な立場が相違する背景には、両者のさらなる理論的相違が存在していた。バートンの主著『社会の労働者階級の状態』(以後『状態』と略記)では、まず1817年の下院特別委員会報告書⁴⁾を取り上げ、救貧法が労働者階級の状態を悪化させてきたとする同報告書の見解の問題点が、スミス賃金論への批判的考察を通じて論じられる。さらに、貨幣価値の継続的な下落が発端となって、18世紀後半～19世紀初めにイギリスを含むヨーロッパ全般で、実質賃金の低下と急速な人口増加とが引き起こされたことが導出される。救貧法については、労働者階級の状態の悪化を改善するのにむしろ貢献してきたという。このように、救貧法についてのバートンの立場の背後には、スミス賃金論批判だけでなく、インフレーションと分配の問題など、バートン特有の理論的考察が見られるのである。

そこで本稿では、救貧法に対する上記報告書へのバートンの批判を足がかりに、同法に対する彼の態度を検討する。その上で、バートンの経済学的議論の特徴を改めて整理するとともに、そのさらなる解明に向けての課題に言及することとしたい。

構成は以下の通りである。第1節では、1817年に公刊された救貧法についての下院特別委員会報告書の概要を確認し、バートンは、同報告書の理論的基礎に、スミス賃金論を読み取っていたことを示す。第2節では、スミス賃金論に対するバートンの批判を検討し、歴史的・理論的な批判のうえで、スミスにおける全般的富裕の思想が否定されていることを確認する。第3節では、18世紀後半～19世紀初めイギリスでの急速な人口増加と実質賃金の低下は、救貧法に由来するとした上記報告書の立場を否定した上で、バートンがその原因として与えた説明について考察する。第4節では、この時期の急速な人口増加と実質賃金低下の原因をふまえて、バートンが救貧法に対してとった態度、またそこから導出される政策提言について論じる。最後に結びでは、『状態』におけるバートンの経済学的議論の特徴を簡単に整理するとともに、今後のバートン研究にあたっての課題に言及する。

第1節 救貧法にかんする下院特別院会報告書

本節ではまず最初に、1817年の下院特別委員会における報告書の概要を簡単に確認しておきたい。18世紀後半からの急速な人口増加と全般的な物価騰貴、1795年からのスピーナムランド方式⁵⁾、さらにはナポレオン戦争末期からの農業不況と農村の窮乏は、教区手当の増加をもたらした。救貧法に対する批判を強めた。このような状況をうけて、1816年の英国議会では、農村の窮乏と教区手当の増加が中心的に論じられるようになる。1817年2月1日、ブルーアム (Brougham) は救貧税負担がもっぱら農業資本家に偏っていること、農村の窮乏は救貧法に原因があるとする演説を行った。さらに同月21日には、カーエン (Cruwen) が、スピーナムランド方式を批判し、救貧法の運用を当初の方針 (エリザベス法⁶⁾) に戻すべく演説を行い、救貧法に関する特別委員会設置を提案した。これにより、スタージェス・ボーン (Sturges Bourne) を委員長とした委員会が設置されることとなった⁷⁾。

この特別委員会では、30人以上の救貧法関係者による証言をふまえて、4ヶ月にわたる討議が行われた。そして同年7月4日には、救貧法についての最初の総合的調査となった報告書が提出された⁸⁾。ここでは、1813～15年の救貧行政の状況や、公的な救済制度をもたないスコットランドの状況などをふまえ、当時の救貧法運用にともなう経済的・道徳的諸問題が集約的に論じられた。そして、救貧行政は、労働能力をもたない者への救済のみを認めるエリザベス法の精神に戻るべきだということが提言された。

同報告書での救貧法批判の根拠は以下のとおりである⁹⁾。まず第一に、スピーナムランド方式のような無差別な所得補助制度は、勤勉な人と怠惰な人とを同列に扱うことで、前者の就労意欲をくじくとされる。また、将来について過度に楽観的な見通しを抱かせることで、無思慮な行動への歯止めを失わせることにも言及されている。教区手当は、労働者の節約や貯蓄の妨げとなるだけでなく、結婚及び人口増加もまた促進するという。かくして救貧法は、「人間を勤勉にし、よい行いをするようしむける自然な衝動を弱め、健康で活力のある時期に病気や老齢時のための必要に備えることを無用」にし、さらに「このような強制的寄付は、ますます増加する人口を扶養することを目的としたもの」であると述べられている (Report, 7)。

第二に、救貧法は本来であれば生産的労働者の雇用にあてられたはずのファンドを、別の用途に変更させるので、就業労働者の状態をむしろ悪化させることが述べられている。「最も勤勉な階層を含む社会のほかの人々は、さもないれば雇用の供給により役立つように用いられたであろう財産から取り上げられる税の重荷によって圧迫されている。さらに、救貧税 (poor rate) により、各個人が労働に費やすことができる基金が減少させられる程度に応じて、また同じ程度で労働の賃金が減少させられるのに応じて、労働者階級に直接的な被害をもたらす」 (Ibid., 8)

第三に、公的な手当による救済は、負担者の顔を見えなくすることで、受給者の感謝の念を損なわせ、社会的な対立を刺激するとされる。「強制的施行に基づくあらゆる救済のための体系は慈善という性格を奪い去るにちがいない。それゆえその〔慈善の〕有益な効果を失

う；またその救済は慈善の衝動から生じたものではないので、感謝の感情を生み出さず、しばしば社会の上層と下層の階級の利害を一致させるのではなく離反させることを目的とした性質および習慣を引き起こす」(Ibid., 7; [] は筆者による)。

ちなみにバートンは、上記の第1および第2の論点に着目し、これらはスミス賃金論を理論的基礎としていると考えていた¹⁰⁾。『状態』では、上記報告書に言及する前に、『国富論』第1編第8章からの長文の引用が行われており(Barton 1817, 3-5: 訳, 11-13), ここからバートンにおける上記の認識をうかがい知ることができる。

スミスは『国富論』第1編第8章において、国富の増加、もしくは収入と資本の増加にともなって、労働の維持にあてられるファンドも増加すると論じている。そして労働需要が増加すれば、雇主は労働者確保のためにより高い賃金を支払わざるをえなくなるという(Smith 1937, 68-9: 訳, 第1巻, 116-8)。また、労働者の所得増加は、とくに乳幼児の死亡率低下に貢献することで、人口および労働供給の増加を促進するので、賃金上昇は労働需要増加に対応する労働供給の増加をもたらすとされる(Ibid., 79-80: 訳, 136)。スミスによれば「豊かな労働の報酬は、富の増大の結果であるが、同じくまた、人口の増加原因」(Ibid., 81: 訳, 138)ということになる。

上記のスミスの見解¹¹⁾にしたがえば、人口増加は国富増加と高賃金の必然的帰結である。だが18世紀後半～19世紀初めイギリスでは、急速な人口増加の一方で、実質賃金の低下が見られた。救貧法批判論者によれば、この状況は同法により人為的に生じたものであった。教区手当は労働の維持にあてられるファンドを減少させた一方、その支給は労働者の慎慮を欠落させ、不要な結婚と人口増加を促進させた。これらの結果として、実質賃金は本来あるべき水準より低下することになるという¹²⁾。

だがバートンは、このような説明に反対し、別の説明を提示しようとする。この作業にあたって彼は、救貧法批判論者たちの説明の基礎にあると考えていた、スミス賃金論への反駁を試みる。そこで次節では、彼のスミス賃金論批判を考察することにしたい。

第2節 バートンによるスミス賃金論批判

バートンは『状態』の最初の部分で、16世紀から19世紀初頭までのイギリスを例に、国富増加もしくは資本蓄積と人口増加との間には、一定の関係は存在しなかったことを導出しようとする¹³⁾。この歴史的批判に続いて、バートンはスミス賃金論に対する理論的批判を展開している。スミスは、労働需要については、資本蓄積に比例して増加すると論じていた。それに対してバートンはまず、総資本を構成する要素として流動資本(circulating capital)と固定資本(fixed capital)とを挙げている。この「流動資本」とは、賃金支払いに用いられる資本であり、「固定資本」とは機械設備の購入にあてられる資本である。その上でバートンは、労働需要が増加するかどうかは流動資本の増加に依存するのであって、総資本もしくは固定資本の増加とは関係がないとしている。「労働に対する需要は、流動資本の増加に

依存して、固定資本の増加には依存しない」(Ibid., 1817, 16: 訳, 26)。

次にバートンは、資本家が追加資本を固定資本形成にあてるか、それとも流動資本として用いるかを決定するのは、「労働の賃銀がその労働の全生産物に対して占める割合」すなわち付加価値総額に占める賃金の割合であるとしている。商品価格が一定で賃金率が下落するか、もしくは賃金率一定で商品価格が上昇する場合には雇い主の利潤は増加する。このとき資本家は、追加資本における流動資本の割合を増やし「より多くの人手を雇用するようにしむけられる」という。逆に、商品価格一定で賃金率が上昇するか、もしくは賃金率一定で商品価格が下落する場合には、「労働者の分け前は、かれの主人の犠牲において増加」する。資本家は利潤回復を狙って、「できるだけ人手を少なく雇っておこうとする」ため、追加資本のうちより多くを流動資本として用いようとする (Ibid., 17-8: 訳, 27)。

さらにバートンは、資本蓄積にともない、流動資本と固定資本の割合は変化してゆくと論じている。文明が発展し資本蓄積の進んだ地域と、そうでない地域とを比べると、前者の地域では後者の地域に比べて、流動資本に対する固定資本の割合は非常に高いと論じられている。さらに、資本蓄積とともに追加資本のすべてが固定資本形成にあてられるならば、追加の労働需要がまったく生じない場合さえあるとされる。すなわち「工芸が開発され、また文明が拡張されるにしたがって、固定資本は流動資本に対してますます大きな割合を占める……ある事情のもとでは、勤勉な人々の年々の貯蓄分の全部が固定資本に付加される……その場合にはそれらが労働需要の増加になんらの効果をも有しない」とされる (Ibid., 17: 訳, 26)。

資本蓄積にしたがって、流動資本に対する固定資本の割合は一般に上昇してゆくとバートンが論じた背景には、賃金と労働供給の関係に対する、彼独自の見解が存在した。バートンはまず、たとえ実質賃金の上昇が出生率を上昇させたとしても、新たに生まれた子供が労働者として機能しうるまでに15～20年はかかるため、ただちに労働供給の増加には結びつかないとする。さらに、実質賃金の上昇が労働供給の増加に結びつくという見解にも否定的である。実質賃金の上昇が労働供給に及ぼす影響は、上記の期間をこえてもごくわずかであると論じている。「多くの職場において熟練した勤労者は21歳以下では養成されえない。そしてこの時期を過ぎた後でさえも、賃銀の騰貴が労働の供給の増加におよぼす影響は、量において少なくまた作用においてひじょうに緩慢である」(Ibid., 20: 訳, 30)。

ちなみにスミス自身は、実質賃金の上昇は出生率よりも、乳幼児の死亡率を低下させることで労働供給増加に貢献すると考えていた。そこでバートンも、死亡率に及ぼす影響を検討している。バートンによれば、労働者は従来の慣習的思考からなかなか抜け出せないために、「あまりにもしばしば先祖を得心させたものと同じ悲惨な住宅に甘んじ」また「稼ぎ高の余剰を怠惰のために、あるいは飲酒でむだ使いする」。それゆえ、実質賃金の上昇は、さしあたり生活環境の改善をもたらすことはないとしている。(Ibid., 21: 訳, 31-2)

バートンは、実質賃金が人口及び労働供給の増加に貢献することはないとした上で、人口増加に作用する要因として、雇用機会に言及する。労働者は、自分が結婚して所帯を持ちう

る経済状況にあるか判断するさい、貨幣賃金と生活費を比較することはしないとバートンはいう。それよりは父親やその隣近所の人々と同様の貨幣賃金を得ているかどうか重視するといふ。ここから、バートンは労働者の結婚および人口増加を規定するのは、実質賃金の水準よりはむしろ雇用機会の有無であると論じている。「結婚を妨げるのは賃金率の不純分にもまして雇用をみいだすことの困難さである」(Ibid., 27: 訳, 37)。

その上でバートンは、労働供給があらかじめ過剰で、労働需要が増加しても実質賃金が低く抑えられるのでない限り、資本蓄積とともに流動資本に対する固定資本の割合は増加すると考えている。この場合には、資本蓄積とともに労働需要は増加するとしても、逡減的に増加するにすぎなくなくなる。「もし賃銀率を低いままにしておくという影響をもつ…人口の増加によって先行されない」ならば、資本蓄積は「労働に対する有効需要の付加にはとるに足らない程度でしか作用しえない」(Ibid., 28: 訳, 38)。これが先に見た労働需要についての一般的見解の根拠となっているのである。

逆に、実質賃金を低く抑える条件が整っている場合には、資本蓄積とともに固定資本に対する流動資本の割合は上昇し、労働需要はより急速に増加すると考えられている。人口については、すでにみたように、長期的には雇用機会の動向に左右されると想定されている。それゆえ、バートンによれば、雇用機会および人口は、資本蓄積よりも急速に増加することもあれば、緩慢に増加することもあることになる。ただ、いずれの場合も分配は資本家に有利となるように決定されている。バートンによれば、資本家階級は、付加価値総額に占める賃金の割合を上昇させないように、そのときどきで追加資本における流動資本と固定資本の割合を決定する。雇用機会の増加は、分配関係が資本家に有利となるかぎりで実現されるにすぎない¹⁴⁾。

以上のように、バートンは国富の増加(資本蓄積)と労働需要の関係、賃金と労働供給の関係から、スミス賃金論への批判を展開する。そして前述の歴史的考察とあわせて、国富増加は、労働者階級の状態を改善させつつ、比例的な人口増加をもたらすというスミスの見解は、正しくないと主張している。こうしてバートンは、1817年報告書の救貧法批判について、その理論的出発点を覆すことで、妥当性を否定しようとしたのである。

第3節 労働者階級の窮乏の原因

18世紀後半～19世紀初めイギリスでの急速な人口増加と実質賃金の低下は、救貧法的作用によるとする上記報告書の主張を否定するのであれば、バートン自身はその原因をどのように考えていたのだろうか。本節ではこの点について検討することとしたい。

バートンは、この状況を説明するにあたり、18世紀初頭からの中南米鉱山での生産性上昇とヨーロッパにもたらされた貴金属量の増加に着目する。貴金属流通量の増加は、商品全般に対する需要を増加させ、物価水準を上昇させたとされる。だがこのような貨幣価値の

下落にもかかわらず、貨幣賃金は比例的に上昇しなかったため、実質賃金は低下したとバートンは論じている。「最近 50 年ないし 60 年の間に、イギリスのみならず、ヨーロッパのほとんどのあらゆる国に起こった人口の著しい増加は、おそらくアメリカの鉱山の生産性の増加から生じてきたものである。貴金属が増加して豊富になったことが、労働の価格よりも大きな割合で商品の価格を引き上げる」¹⁵⁾ (Barton 1817, 29: 訳, 40)

さらにバートンは、貴金属流通量の増加によりもたらされた実質賃金の低下をうけて、雇用機会は増加し、労働者の結婚および人口増加が促進された論じている。「それ〔貴金属が豊富になったこと〕は、労働者の状態を引き下げると同時に、かれの雇用者の利得を増加させる。またその雇用者は、それだから自己の能力のおよびぶかぎりかれの流動資本を増加させ、かれが〔賃銀〕を支払う手段を有するかぎり多くの人手を雇用するようにしむけられる。——そしてまたこれこそが、まさに人口の増加に対して最も有利な事態であるとみられてきた」(Ibid., 29-30: 訳, 40-41, [] は訳者による)。

ところで、上記のような説明が成り立つためには、貨幣価値の下落により物価が一般的に騰貴するにもかかわらず、貨幣賃金はそれに比例して上昇しないことが示される必要がある。バートンはこの説明にあたって、社会全体の労働需要および賃金総額は「社会の収入と流動資本との額に全体的に依存する」(Ibid., 31: 訳, 42) と述べている。生産的労働者への賃金は、流動資本によって、召使など不生産的労働者の賃金は、地主・年金受領者などの収入によって決定されると考えてられていたとみてよいだろう¹⁶⁾。

その上で、バートンは固定資本の流動資本への転化は困難であることから、さしあたり流動資本の増加は新たな蓄積によるほかないと主張する。ここから流動資本は、貴金属流通量が増加しても、それに比例して増加することはないと論じられている。すなわち「固定資本は、けっして流動資本に転換されえない。製造業者はかれの将来の貯蓄分をそれに付加することによってかれの流動資本を増加しうる」ために「流動資本はある相当な程度〔以上〕には増加されえない」とされる (Ibid., 31: 訳, 42, [] は筆者による)。

また、バートンは単なる貴金属流通量の増加に加えて、おなじ金属片が何度も流通することで、その何倍もの金額の取引を成立させる場合についても考察している。ここから、流動資本総額は、流通貴金属量よりもはるかに大きいと見積もられることになる。この説明にあたりバートンは、流通貴金属量 4000 万ポンドであるのに対して、流動資本総額は 4 億ポンドであるとの想定で考察を進める。そして仮に流通貴金属量が 50% (すなわち 2000 万ポンド) 増加したとしても、流動資本は 5% 増加するにすぎないとされる。流動資本総額は流通貴金属量よりもはるかに大きいので、後者の増加が前者に及ぼす影響は微々たるものだという説明が与えられている (Ibid., 32-3: 訳, 44)。

さらにバートンは、地主や年金受領者の収入は、物価上昇によって実質的に低下する点についても考察している。貴金属流通量の増加により流動資本がいくらか増加するとしても、収入の実質的減少により相殺されるため、労働需要および賃金総額が増加する見込みはさらに小さくなる

とされる。「地主および年金受領者の所得の減少は、製造業者の財産の増加（利潤率の高騰により発生する）が生産的労働者に対する需要に付加するのとほとんど同じ割合で、家庭の召使に対する需要を縮小する」ため、「貨幣の流入は比例的に賃金を引き上げない」とされる（*Ibid.*, 34: 訳45-46）。

以上のようにバートンは、流動資本総額は流通貴金属量に比べてはるかに大きいことから、後者の増加が前者に及ぼす影響はごくわずかであると論じている。たとえ、このような流動資本がいくらか生産的労働者の賃金を増加させるとしても、地主や年金受領者の収入減による、不生産的労働者の賃金減少により相殺されてしまうという。このような理由から、流通貴金属量の増加は貨幣賃金を比例的には引き上げないことが論じられている。

すでに見たようにバートンは、賃金上昇が結婚を促進させるか、また死亡率を減少させることで人口増加を促進するという、スミスの見解を否定した。そして、人口増加は雇用機会に依存していると考え、上記のような実質賃金の下落はむしろ、人口増加を促進すると考えていた。またバートンによれば、追加資本の形成にあたって、固定資本と流動資本の比率を決定するのは、付加価値総額に占める賃金の割合であった。実質賃金の下落はこの比率を下落させるので、流動資本への投資を急速に拡大させ、雇用機会もまた増加させることになる。貨幣価値の下落に端を発する実質賃金の下落は、雇用機会を急速に増加させ、人口増加もまた促進すると論じられるわけである¹⁷⁾。

このようにバートンは、中南米鉱山での生産性上昇と、ヨーロッパでの貴金属流通量の増加から、当時の実質賃金の低下および急速な人口増加を説明した。救貧法批判論者のように、同法がその原因であるとは考えなかったのである。だとすれば、救貧法に対するバートンの評価もおのずと批判論者とは異なることになるだろう。そこで次節では、バートンが救貧法に与えた評価と、それをふまえた政策提言についてみてゆくことにしたい。

第4節 バートンにおける救貧法の効果

バートンは、救貧法に対する彼の立場を論じるにあたり、下院特別委員会報告書にみられた、第1および第2の論点への反論を試している。そこでまず、同法が生産的労働者の雇用ファンドを減少させ、就業労働者をむしろ貧困に陥れるという（同報告書第2の）論点に対するバートンの反論をみておきたい¹⁸⁾。

バートンは救貧法がもたらしたとされる害悪を推し量るにあたり、1776年から1815年にかけての、穀物価格、教区手当、および人口とを比較し、穀物ではかった人口1人あたりの教区手当を算出している。それによれば、穀物価格は1770年代から1810年代にかけて約2倍に増加している。また教区手当は、約150万ポンドから約500万ポンド、人口は約750万人から約1100万人に増加している。ここからバートンは、穀物ではかった人口1人あたりの教区手当は、1770年代の約44ポイント（1ポイント = 0.568ℓ）から、1810年代の50パ

イントに増加したことを示す。そして、人口1人あたりの実質的な教区手当はそれほど増加しておらず、救貧法が労働維持ファンドに与えた害悪は、貨幣で見た教区手当の増加よりはるかに小さいとしている (Barton 1817, 56-8: 訳, 71-3)。

救貧法廃止論のもうひとつの論拠として、労働者に過度の依存心と怠惰さを身につけさせるというものがあった。バートンは救貧法が労働者に道徳的な悪影響を与えたとする見解に対しても、概して否定的である。彼は「正しい感情のこの欠如が救貧法に帰せられるということにはならない」(Ibid., 66: 訳, 82) こと、それゆえこの法律の撤廃が労働者の勤勉さや節約心を高めるわけではないと論じている。そして救貧法はむしろ、労働者の生活を律するのに役立つと評価している。バートンによれば、将来起こるかもしれない身の破滅よりも、はっきりとした見通しのもと予測される不都合の方が、人間の行動をよく規制する。そして救貧法は、教区手当を請求するという不名誉や、ワークハウスの悲惨さという明確な見通しを労働者に示すことで、彼らの生活を規制するのに役立っているという。

救貧法廃止論者の主張を反駁する一方で、バートンは社会改善の指標を死亡率にみた場合の救貧法の効果について説明を試している。彼は1780年から、1809年までの約30年間、5年ごとに、平均人口と平均死亡者数を取り、死亡率を算出している。バートンの計算によれば、1780-84年の5年間に死亡率は40.6人に1人であったものが、1805-09年には53.3人に1人まで低下している。ここからバートンは、この時期「悪徳または悲惨もしくはその両者が最近の40年以内に1/4だけ減少してきた」(Ibid., 59: 訳, 74) ことが論証されるとしている。ここから、救貧法は労働者階級の状態を改善するのに効果があったとされる。

以上のように、バートンによれば、救貧法廃止論で提示される害悪には、いずれも根拠がなく、救貧法はむしろ労働者階級の状態を改善するのに効果があったことになる。それゆえ「ひとたび救貧法が労働の価格を低めないということが認められるならば、それら〔救貧法〕が貧民の生活を楽にするのに、大変重要な方法として寄与することになるのはたしかである」(Ibid., 1817, 65: 訳, 81, [] は訳者による)、もしくは、「労働に対する需要はひじょうに著しく切りつめられてきたので、救貧法の作用がなかったとすれば、貧民の苦境は実際に大きかったことだろう。この場合には教区制度の効果は、ほとんどまじり気なしに良かったとわたしは考えざるをえない」(Ibid., 69: 訳, 85) とされるのである。

ただしバートンは救貧法を手放して評価していたわけではない。同法の実施にともなう問題点があることも指摘している。バートンは、救貧法が労働の維持にあてられるファンドを減少させるという主張には反対したが、同法が実質賃金を引き下げる圧力を持っていたという認識には必ずしも反対ではない。バートンは、イーデンの1797年の著書 (Eden 1966, v.1, 583) をもとに、居住法のもとでの監督官の一種の独占的地位が、賃金を切り下げる要因となったことを示している。居住法のもとでは、労働者は他教区への移動を制限されており、教区手当の請求は、居住区の監督官に行わざるをえない。だが監督官は基本的に無給であり、その地方の地主や農業資本家はその役についていることが多い¹⁹⁾。そこで、監督官の中には教区手当支

給の条件として、自分の農場において、切り詰められた賃金率のもと就労することを条件とするものがでてくる。このようにバートンは、救貧法運用上の不正行為が、賃金を低下させる圧力となってきたとしている。「もしも救貧法が少しでも賃銀率になんらかの影響をもつとすれば、それは結婚を奨励することによってではなくして、労働者がたまたま居住している教区の雇用者たちに対して一種の独占を与えること、また少なくともその労働者の勤労を先買する権利を与えることによってであると、わたしは考える」(Barton 1817, 64: 訳, 79-80)。

また、バートンは救貧法が労働者の浪費や怠惰を促進することは否定したが、怠惰な者に教区手当が支給されてしまう問題は否定していない。バートンによれば、労働者のうちまず最初に解雇されるのは、もっとも勤勉ではない者であるとされる。教区手当が最初に支給される人々はこのような人々であることから、バートンは「教区課税によって取り立てられる大部分の額が、その社会の最も価値なき部分に支出されるというのは、たぶん真実である」(Barton 1817, 65: 訳, 81) としている。

バートンは、救貧法そのものについては、貨幣価値下落と実質賃金低下の中で、労働者階級の生活を改善するのに役立ったと評価する。だが、その運用にともなう諸問題は決して小さいものではないことから、同法の廃止には必ずしも反対ではない。

もし救貧法を廃止するのであれば、バートンは①労働能力はあるが失業している人々、②雇用されているが賃金が不十分な労働者、③病気、ケガ、老齢により労働能力を失った労働者、④未亡人や孤児、に分けて対策を考える必要があると主張する。その上で、バートンは、①から順に教区手当の是非と代替案について検討している。

雇用促進のために教区手当を廃止し、救貧税として徴収されていた貨幣を本来の所有者の運用にまかせるとする案が当時見られたが、バートンはその効果を疑問視する。民間の事業でこの資金が利用されれば、確かに雇用増加につながる可能性はある。だが、この資金が固定資本形成にあてられるならば、雇用創出につながるとは限らない。それゆえこの案は、失業者および低賃金労働者の救済という点では、教区手当よりも効果が薄いとバートンは論じている。また、教区による公共事業、私的慈善(募金)による雇用事業といった代替案についても、それほど大規模には行いえないとして、効果は疑問視される。これらのことから、バートンは失業者や低賃金労働者の救済にあたっては、教区手当がもっとも望ましいことを示唆している(Ibid., 67-9: 訳, 83-5)。

次に、バートンは低賃金労働者に対する所得保障を切り詰める場合の対処について検討している。この場合には、低賃金そのものを解消する方策が望まれることになる。バートンによれば、この時期の実質賃金低下をもたらした原因は、貨幣価値の下落であった。ただ彼は、この事態そのものに対する対応策を講じているわけではなく、代わりに過剰な雇用機会創出を阻止する方策を提案している。雇用機会の増加、および人口増加が抑制されれば、長期的には低賃金の状況を改善できるというのである。そのために、バートンは住宅供給の制限や、従業員の数に応じた課税が効果的であるとしている。また、すでに生じてしまった人口過剰への対策については、海外

植民地への移民が効果的であると主張される。ただ費用の節約、および国内生産への貢献ということを考えれば、移民よりも国内荒廃地への植民の方が望ましいと論じられている (*Ibid.*, 71-2: 訳, 87-8)。

最後にバートンは、③および④の部類の人々に対する教区手当については、共済組合に完全に取って代えるのが望ましいと論じている。その際、負担の公平性を考えて③の部類に入る労働者自身のための組合と、未亡人や孤児のための組合とは、分けて運営されるべきであると論じられている (*Ibid.*, 77-8: 訳, 94-5)。またバートンは、共済組合には管理のまずさや不正行為が不可避であるために、経営状況の悪化を免れ得ないとする批判があることを認めている。ただしバートンはこの点について、破綻の原因の多くは最初のプランのまずさにあり、ずさんな管理や不正行為が不可避であるからではないと反論している。さらに、経営の傾いた共済組合に対する公的支援については、むしろ破綻のおそれを高めるとして反対している。バートンによれば、加盟する諸個人が強い関心をもって経営を監視することが、共済組合持続のために不可欠であり、公的支援は逆効果となる (*Ibid.*, 79: 訳, 96)。

結び

バートンは18世紀後半～19世紀初めのイギリスでの労働者階級の状態悪化が、救貧法によりもたらされたとする下院特別委員会報告書を批判した上で、中南米鉱山での生産性上昇と、ヨーロッパでの貴金属流通量の増加がその原因であると論じた。彼によれば、貴金属流通量増加により物価は全般的に騰貴したが、名目賃金はそれに比例して増加しなかった。ここから生じた実質賃金の低下は、追加資本形成において流動資本の割合を高めることとなり、雇用機会、そして人口の急速な増加をもたらしたとされる。

そして救貧法についてはむしろ、労働者階級の状態を改善するのに貢献してきたとバートンは評価していた。ただ運用上の諸問題から、実質賃金の低下圧力を持ったことは否定していない。それゆえ彼は、救貧法廃止論には必ずしも反対ではなかった。救貧法を廃止することを考える場合、バートンはまず、課税や住宅政策などを通じて、雇用機会の増加が人口増加に結びつかないようにする必要があるとしている。こうすれば貴金属流通量の増加による実質賃金下落という問題を緩和することができるとバートンは考えていた。それでも生じる失業者の救済には、公共事業や慈善事業よりも手当給付が望ましいとする。また失業対策として、海外移民、国内荒廃地への植民も主張されている。さらに、老齢・疾病・寡婦・孤児など労働能力を喪失した人々については、政府補助を廃し、民主的管理の行き届いた共済組合により救済されるべきとバートンは考えていた。

上記の政策的主張の背後にある理論的考察には、インフレーションと分配、機械導入や人口動態に関する独自の考察、救貧法に対する好意的な立場など、リカードウを代表とする当時の主流派とは一線を画する特徴がみられる。その一方で、政策提言においては、過剰人口

への対策としての移民の提唱、共済組合の議論でみられた自己責任の重視など、当時の主流派と共通する側面もみられる。さらにバートン自身、自助や勤勉といった経済的倫理そのものにも賛同していた²⁰⁾。ちなみに、自助・自己責任といった市場的倫理を強調する議論は、中世法による労使関係の規定が残存していた当時においては、進歩的・革新的な性格を持っていた²¹⁾。バートンはそのような意味での市場的倫理に依拠していた一方、市場経済が生み出す貧困などの諸問題について、独自の理論的視点から迫ろうとしていたといえる²²⁾。

ただ、このような市場社会に対するバートンの二面的立場は、彼自身の中でうまく消化されていたとはいえない。バートンは当初、市場による調整を信頼するという点で、スミスやリカードウと共通するところがあった²³⁾。だが『状態』では、市場経済における諸問題を考察するにあたり、その都度、理論的修正が加えられてゆく。これは、スミスやリカードウの理論的枠組みが、市場経済に対するバートンの実感にうまく応えられなかったことを示している。バートンは『状態』以後、上記の不一致をうけて自らの理論的基礎をどのように定めていったのか新たに問われる必要がある²⁴⁾。この解明は、バートンの経済学的議論の全体像を解明する上で大きな意味を持つに違いない。

注

¹⁾ 本稿は、経済学史学会第70回大会(2006年5月27日 神奈川大学)報告を加筆・修正のうえ作成された。当日コメントくださった会員の諸先生方にはこの場を借りて、改めて御礼申し上げる。むろん本稿における責はすべて筆者にあることは言うまでもない。

²⁾ バートンは生前、経済学との関連では6つのパンフレットと1本の論文を公表している。『状態』のほか、過剰人口対策として移民を提唱したパンフレット(Barton 1830)、穀物法擁護を目的にしたパンフレット(Barton 1833)などがある。彼はまた1831年には、リッチモンド伯(Duke Richmond)の知遇を得て、救貧法についての上院特別委員会で証言を行っている。バートンの生涯および著作の概要については、真実訳『状態』巻末の解説のほか、Sotiroff (1952)、Sturges (1982)が詳しい。

³⁾ これまでバートンの議論は、リカードウの新機械論形成に与えた影響をもとに議論されるのが通例であった。リカードウ新機械論とは、『経済学および課税の原理』第3版第31章に見られる議論で、機械導入はすべての人々に利益となるという従来の立場を変更し、労働者階級には不利益をもたらすことを論じたものである(Ricardo 1951, 386-97: 訳, 444-56)。なおバートンの機械論については、真実(1959)および中山(1987)が詳しい。また石井(2003; 2005; 2006)も立ち入った考察を与えている。

⁴⁾ 原名称については、巻末参考文献リストを参照のこと。本稿では以後、この報告書から参照を行う場合には、*Report*と略記する。

⁵⁾ 1795年6月、パークシャーの17名の判事がスピーナムランドに集まり、労働者の救済策について話し合った。そして、パンの値段と世帯人数から必要最低限の所得を割り出し、それに満たない世帯には手当を支給するというスピーナムランド方式が採決された。この方式はまた、高齢・疾病などにより労働能力を失った者だけでなく、低賃金労働者もしくは労働能力のある失業者にも適応された。翌96年にはこの方式を全国的に採用する法改正が行われ、教区手当の急速な増加の一因となったとされる。スピーナムランド方式が確立するまでの歴史的経緯については、伊部(1982, 11-17)ほかを参照。

⁶⁾ エリザベス法は、1597および1601年に制定された法律で、その後のイングランドにおける救貧法の出発点とされる。具体的には、①労働能力を有する者には、政府が原材料を供給もしくは雇主を紹介し、強制的に就労させる(当時、非就労者は取り締まりの対象であった。この規定は救済事業というより治安対策の側面があった)、②孤児については徒弟修行を義務づけ、③労働能力を有さない乳幼児、老人、非壮健者については最小限度の生活を保障する、ということが規定されていた。

- 7) 同委員会設立までの経緯については、伊部 (1982, 43-45)、高島 (1966, 106-9) などを参照。
- 8) スラッファによれば、バートンは『状態』を1817年の6月中に執筆した (Ricardo 1952, 159: 訳, 189-90)。そうであれば、『状態』執筆末期に、急きょ同報告書の内容が取り入れられたことになる。『状態』での同報告書への言及が、冒頭での長文の引用で済まされている (Barton 1817, 5-7: 訳, 13-15) のはこのためであろう。
- 9) 以下の要約については大沢 (1986, 41-44) を参照。
- 10) 1817年の報告書から34年の救貧法改正にいたるまでの過程で、大きな影響を与えた経済学者は、一般にマルサスであったとされる (渡会 1999, 49-53)。同報告書で救貧法批判のために提示された3つの論点のうち、第1および第2のそれについては、マルサスの影響 (Malthus 1996, 83-7: 訳, 66-8) が確かに見られる。とはいえ1817年の報告書では、労働の維持にあてられるファンドの大きさは、国富および労働需要の増加により規定されること、さらにこのファンドは、労働需要を増加させ、賃金を上昇させる「唯一の手段」であり、「労働需要がその供給よりも速やかに増加するならば、高賃金は当然の結果である」 (Report, 35, 訳出はバートンが『状態』で引用し、真実氏が訳したものを参照, Barton 1817, 7: 訳, 14-5) ことが述べられており、スミス賃金論との類似性がみられる。
- 11) スミス賃金論の理論構造、バートンのスミス賃金論批判の詳細については石井 (2003) を参照。
- 12) ただし、スミス自身は同報告書に見られるような救貧法批判を展開しているわけではない。スミスはただ、手当支給を受ける者の所属教区を確定するために定められた居住法が、自由な労働移動を妨げていることを指摘するにすぎない (Smith 1789, 137-42: 訳, 226-36)。
- 13) 最初に、ヘンリー8世の時代 (1509～1547年) について、国富増加と人口との関係が考察される。バートンによれば、この時期はバラ戦争 (1455-85年) の終結、封建的圧政の衰退などにより、商工業の発展がみられた。だがこの時期は、国富の増加に有利な状況であったにもかかわらず、人口減少に関する不平が広範に見られたという。次に、名誉革命 (1688年) 頃から18世紀半ばまでの時期、その時点から19世紀初頭までの時期とが検討される。そして後者の時期には、前者の時期と比べて人口増加がはるかに急速であったにもかかわらず、国富増加は、それほど急速には加速しなかったとされる (Barton 1817, 7-14: 訳, 14-24)。
- 14) この点については、石井 (2003, 64-5) を参照のこと。
- 15) バートンは貴金属流通量の増加による貨幣価値下落が、実質賃金を引き下げるという認識をマルサスの『穀物法に関する諸観察』 (Observations on the Effects of the Corn Laws, 1814) から引き出している。マルサスは、アメリカにおける新鉱山の発見により、ヨーロッパの穀物価格は3～4倍に騰貴したにもかかわらず、貨幣賃金は2倍程度にしかならなかったと論じている (Malthus 1970, 105)。
- 16) 労働需要を規定するのは流動資本のみであり、固定資本は関係しないというとき、バートンは生産的労働者を念頭に置いていたといえよう
- 17) ただし、このようなバートンの説明が、歴史的妥当性をもつかどうかは、慎重に判断する必要がある。マルクスは、18世紀前半に比べて後半では、機械よりも労働による生産が促進されたことを示すバートンの見解に異を唱えている (Marx 1967, 585-6: 訳, 791)。イギリスでは18世紀後半から産業革命が進行したことを考えれば、マルクスの反論には説得力がある。
- 18) 救貧法そのものは労働者の境遇を悪化させる作用を持たなかったこと、また18世紀後半～19世紀初めにかけての急速な人口増加と実質賃金の低下は、救貧法ではなく貴金属の価値下落に由来する点については、Barton (1820) でも繰り返し論じられている。
- 19) 救貧行政が教区を単位としており、中央政府の指揮監督から全く独立していたこと、そして貧民監督官が無給の職務であったために、しばしば職務の怠慢や貧民の抑圧がみられた点については、小山 (1966, 246-7) を参照。
- 20) バートンは労働者の福祉が、第三者の手にゆだねられることに対して、次のように反対している。「近代の博愛主義者によってあまりにもしばしば忘れられている賞賛すべき格言、あまりに世話をやきすぎるな (pas trop gouverner) という格言を心に留めておくように、さらに望まれてもよいであろう」 (Barton 1817, 80: 訳, 97)。
- 21) 1834年の新救貧法は一般に、院外救済の極端な制限や劣等処遇の原理など、産業資本家階級による労働者抑圧の動きとして理解されることが多い。このような側面は確かにあるものの、徒弟条例や法定による上限賃金など中世法的な枠組みを否定し、近代的自由の原理確立に寄与したという側面も存在していた。この点については、(小山 1966, 240-1) を参照。
- 22) このような態度は、同時代において労働者の「被救済権」の確立をめざす論者にも見られた。スクロウプ、リード、ロイド、ロングフィールドといった論者たちは、「市場の言葉」を語る一方で、「権利の言葉」を強調し、

ありうべき資本主義経済の姿を論じようとした（森下 2001, iv-v）。ただし、いずれの論者もそのヴィジョンを支えるに足りる、理論的基礎を十分に持ち合わせていたわけではない。

²³⁾ Sturges (1982, 367) によれば、バートンは研究活動の初期には「熱心なアダム・スミスの信奉者」であった。バートン自身も 1833 年のパンフレットで研究初期の状況を振り返った際、「『国富論』の著者の雄弁な言葉は、私が始めて読み終えたときには、私の歓喜した心の中で輝いていた」(Barton 1833, vli) と述べている。

²⁴⁾ この点についてはさしあたり、次の記述が与えられる。バートンは 1818 年にヨーロッパを旅行し、訪問先のスイスでは独立生産者からなる農村共同体を見て、非常に大きな感銘を受けた (Sturges 1982, 370)。それ以来彼は、国民の幸福の増大には国富そのものの増加より、その分配がむしろ重要であると考え、当時の主流派経済学から距離をとるようになる。1830 年のパンフレットでは、バートンは当時の経済学者たちを、国富の増加ばかり考察してその分配には無関心になっているとして、厳しく批判している (Barton 1830, 42)。

参考文献

- Barton, J. 1817. *Observations on the circumstances which influence the condition of the labouring classes of society*, London. (真実一男〔訳〕『社会の労働者階級の状態』法政大学出版局, 1990 年)
- 1820. *An Inquiry into the Causes of the Progressive Depreciation of Agricultural Labour in Modern Times: with Suggestions of its Remedy*, London.
- 1830. *A Statement of the Consequences likely to Ensure from Our Growing Excess of Population, if not remedied by Colonization*, London.
- 1833. *An Inquiry into the expediency of the existing restrictions on the importation of foreign corn*, London.
- 1844. *The Influence of the Price of Corn on the Rate of Mortality, Tracts Issued by Agricultural Protection Society*.
- Eden, F. M. 1966. *The state of the poor; or An history of the labouring classes in England*, 3 vols. a facsimile of the 1797 edition, London: Frank Cass.
- Malthus, T. R. 1996. *An Essay on the Principle of Population*, first edition, with a new introduction by Samuel Hollander, London: Routledge/Thoemmes Press. (高野岩三郎・大内兵衛〔訳〕『初版 人口の原理』岩波書店, 1935 年)
- 1970. *The Pamphlets of Thomas Robert Malthus*, New York: Augustus M. Kelly.
- Marx, K. 1967. *Theorien uber den Mehrwert, Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Bd.26, Zweiter Teil. (大内兵衛・細川嘉六〔監訳〕『マルクス＝エンゲルス全集』第 26 卷Ⅱ, 大月書店, 1970 年)
- Report from the select committee of the House of Commons, on the poor laws; with the minutes of evidence taken before the committees*, 1817, London.
- Ricardo, D. 1951. *On the Principles of Political Economy, and Taxation, The Works and Correspondence of David Ricardo*, Cambridge: Cambridge University Press, vol.1. (堀経夫訳『リカード全集Ⅰ 経済学および課税の原理』雄松堂書店, 1972 年)
- Ricardo, D. 1952. *Letters 1816-1818, op.cit.*, vol.7. (中野正訳『リカード全集Ⅶ 書簡集 1816-1818 年』雄松堂書店, 1971 年)
- Smith, A. 1937. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan, with an introduction by Max Lerner, New York: Modern Library. (大河内一男監訳『国富論』全 3 巻, 中央公論社, 1978 年)
- Sotiropoulos, G. 1952. John Barton(1789 - 1852), *Economic Journal*, vol.62.
- Sturges, R. P. 1982. The career of John Barton, economist and statistician, *History of Political Economy*, vol.14, no.3
- 石井穰. 2003. 「バートン機械論と貧困——スミス賃金論批判を中心として——」『一橋論叢』第 129 巻第 6 号.
- . 2005. 「バートン機械論における数字例の位置づけ——その導入の経緯からの考察——」『一橋論叢』第 133 巻第 6 号.
- . 2006. 「ジョン・バートンにおける機械と失業」『経済学史研究』第 48 巻第 2 号.
- 伊部英男. 1979. 『新救貧法成立史論』至誠堂.
- 大沢真理. 1986. 『イギリス社会政策史——救貧法と福祉国家』東京大学出版会.

- 小山路男. 1962. 『イギリス救貧法史論』 日本経済評論新社.
- 高島道枝. 1966. 「1834年イギリス救貧法改正の労働政策的意義について——手当制度の終焉(1)」 中央大学『経済学論纂』 第7巻第6号.
- 中山孝男. 1987. 「J. バートンの機械論にかんする一考察」 『一橋研究』 第12巻第3号.
- 真実一男. 1959. 『機械と失業——リカードゥ機械論研究——』 理論社.
- 森下宏美. 2001. 『マルサス人口論争と「改革の時代」』 日本経済評論社.
- 渡会勝義. 1999. 「古典派経済学と貧困問題」 (西沢保・服部正治・栗田啓子編 『経済政策思想史』 有斐閣).

(いしい じょう 本学非常勤講師・経済学)